

目標Ⅱ 女性に対する暴力のないまちづくり

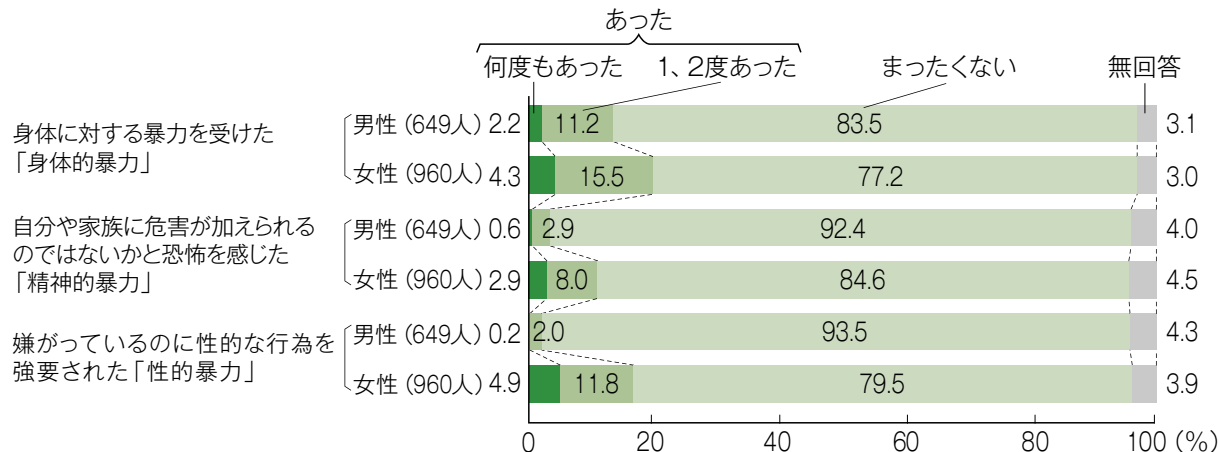
女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。男女の人権の尊重と、暴力を容認しないことを徹底するための啓発事業を実施し、女性に対する暴力のないまちづくりを推進します。

特に、配偶者等からの暴力（DV）については、親密で閉鎖的な関係において行われ、繰り返される暴力によって相手を支配し、時には命も危ぶまれる事態が起こっているにも関わらず、相談することに抵抗を感じる人が多く、問題が潜在化する傾向にあります。市民意識調査では女性の約5人に1人が身体に対する暴力を受けたことがあると答えており、この問題が身近なものであることがわかります。

女性に対する暴力の根絶に向けて、女性の人権尊重のための意識啓発を継続するとともに、市民に身近な相談窓口として、各関係機関と連携を緊密にし、配偶者等からの暴力（DV）防止対策をより一層推進していくことが重要です。

また、セクシュアル・ハラスメントの被害は、職場・学校・地域など、さまざまな場面で後を絶たないため、引き続き、防止のための啓発活動を進めていく必要があります。

配偶者等からの被害経験



資料:さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査(平成19年1月)

性に対する理解を深め、性を尊重し、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、情報提供や啓発事業を実施します。また、防犯パトロールや不審者情報の提供を行い、女性が安心して生活できる安全なまちづくりを進めます。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発	20	女性に対する暴力防止のための情報提供 女性に対する暴力防止に向けた国際的な取組、国、県における調査結果や資料、相談機関に関する情報などを提供していきます。	男女共生推進課
	21	女性に対する暴力防止に関する啓発事業の実施 女性に対する暴力防止をテーマに、男女共同参画推進センターにおける講座・講演会の開催、情報誌・広報誌における啓発記事の掲載などの啓発事業を実施します。	男女共生推進課
	22	DV防止法の啓発 男女共同参画推進センターのホームページやリーフレットを媒体として、わかりやすい形でDV防止法の内容の周知を図ります。	男女共生推進課
2 女性に対する暴力のない安心・安全なまちづくり	23	性犯罪防止のための啓発 性犯罪は被害者である女性や子どもが身体的、精神的に被害を受け、人権を大きく侵害するものであるという認識を深めるための啓発を行います。	男女共生推進課
	新規 24	防犯に関する情報の提供 市内で発生し、埼玉県警が認知・発表した犯罪や不審者などに関する情報を、「さいたま市あんしんメール」により配信するとともに、市ホームページへ掲載するなど、防犯に関する情報提供を行います。 ◇目標値 「さいたま市あんしんメール」登録者数 16,890人（平成19年度末）→25,000人（平成25年度末）	安心安全課 交通防犯課
	新規 25	地域における自主防犯活動の促進 防犯パトロール用資機材費などの助成や防犯パトロールの拠点整備などの支援を通じて、地域における自主的な防犯活動の促進を図ります。 ◇目標値 防犯活動助成金交付団体 423団体（平成19年度末）→600団体（平成25年度末）	交通防犯課
新規 26	街路灯の設置及び維持管理 夜間における交通事故や犯罪の発生を防止し、地域住民の通行の安全を図るため、地域の実態に即して街路灯を設置し、維持管理を行います。 ◇目標値 道路照明灯数 79,876灯（平成19年度末）→88,200灯（平成25年度末）	交通防犯課	

施策の方向2 ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援

重点3

配偶者等からの暴力（DV）の防止対策・被害者の自立支援を行うとともに、子どもがDVを目撃することも児童虐待に当たることを踏まえ、児童虐待防止対策の取組との連携を図ります。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 ドメスティック・バイオレンス防止対策	27	女性に対する暴力に関する実態調査・研究 市民意識調査などを実施し、被害者の実態の調査及び研究を行います。	男女共生推進課
	28	女性に対する暴力防止に取り組む民間団体への支援 市内民間団体の運営するシェルターに対し、財政的支援などを行います。	男女共生推進課
	新規 29	「DV防止法に基づく基本計画」の策定 平成20年1月施行の改正DV防止法に基づき、市の基本計画を策定します。	男女共生推進課
	新規 30	若年層への予防・啓発の推進 学校などで行う人権研修を通じ、教員や学生に向けた、DV防止の視点を踏まえた人権啓発研修事業を実施します。	男女共生推進課 生涯学習振興課 人権教育推進室
2 ドメスティック・バイオレンス被害者への支援	31	相談事業の充実 男女共同参画推進センター及び区役所などにおいて、女性の悩み相談を実施し、DV被害者の相談に婦人相談員が応じ、自立支援に必要な情報提供を行います。また、女性を対象とした法律相談・心の健康相談、人権擁護委員による相談を実施します。	男女共生推進課 人権政策推進課
	32	被害者の社会復帰や生活の支援 生活保護の必要がある被害者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、社会復帰や生活の支援を行います。	福祉総務課
	33	母子緊急一時保護事業 現在の居所を一時的に離れた上で、起居を共にし生活相談又は生活指導を至急受ける必要がある母および子（義務教育修了前）を母子生活支援施設に入所させ、必要な支援を行います。	子育て支援課
	34	DV防止対策関係機関との連携 庁内外の関係機関と緊密な連携を図り、予防から自立までのサポート体制を総合的に検討するため、さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催します。	男女共生推進課
	新規 35	精神保健相談の実施 精神保健に関する専門相談・指導を面接・訪問・電話などにより実施し、被害者のこころの健康に関する支援を行います。	保健所 精神保健課
	新規 36	DV被害者に対する入居支援事業 DV被害者で住宅に困窮している方に、市営住宅を一時的に提供します。	住宅課

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
3 児童虐待防止への 対策	37	子ども虐待ハイリスク妊産婦地域支援事業 産科医療機関などと保健所・保健センターとの連携を通じて、虐待発生リスクの高い家庭を把握し適切な継続支援を行い、虐待の予防に取り組みます。 ◇目標値 ハイリスクフォロー率 95%（平成19年度末）→100%（平成25年度末）	保健所 地域保健課
	38	要保護児童対策地域協議会の開催 虐待を受けている児童の早期発見や適切な保護が実施できるよう、関係機関との円滑な連携・協力体制の強化を図るため、要保護児童対策地域協議会を開催します。	子育て支援課
	新規 39	24時間児童虐待電話相談の充実 夜間（PM6時～翌AM8時半）や休日・祭日においても虐待通告などに応じられるよう、電話相談員を配置します。	児童相談所
	40	ふれあい親子支援事業の充実 子育てに関する悩みを抱える母親同士が、話し合いを通して不安を解決できるよう支援を行い、虐待の防止や早期発見に取り組みます。	保健所 地域保健課
	41	子どものこころの健康相談の充実 心の問題を抱える子どもや保護者に対し、医師及び臨床心理士による個別相談を実施するとともに、関係者による事例検討を実施します。 こころの健康センターの「子どもの精神保健相談室」において、小学校高学年から中学生までの子どもや家族などを対象に保健師や臨床心理士などが心の問題に関する相談を実施します。	保健所 地域保健課 こころの健康センター

施策の方向3 セクシュアル・ハラスメント防止の徹底

啓発用パンフレットの作成や情報提供を通じて、セクシュアル・ハラスメントを防止するための環境づくりを進めます。また、事業者の取組への支援を強化し、情報提供や啓発ビデオの貸出を行います。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 セクシュアル・ハラスメントの防止に対する理解と対策の充実	42	セクシュアル・ハラスメント防止に関する意識啓発 リーフレットなどの配布により、セクシュアル・ハラスメント防止についての意識啓発を行います。	労働政策課
	43	市役所における防止体制 セクシュアル・ハラスメント防止に関するマニュアルを作成し、職員に対する意識啓発・相談体制の周知を行い、セクシュアル・ハラスメント防止に取り組みます。	人事課
	44	学校現場における防止体制 各学校にセクシュアル・ハラスメント防止等委員会を設置し、教職員に対する意識啓発・相談体制の周知を行い、セクシュアル・ハラスメント防止に取り組みます。	教職員課
2 事業者・団体による取組の促進	45	セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮の周知 事業者にリーフレットなどを配布し、雇用管理上の配慮を周知します。	労働政策課
	46	セクシュアル・ハラスメント防止のための情報提供 セクシュアル・ハラスメント防止に対する意識の啓発を図るため、事業者・市民を対象に啓発ビデオの貸出を行います。	男女共生推進課

目標Ⅲ 社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり

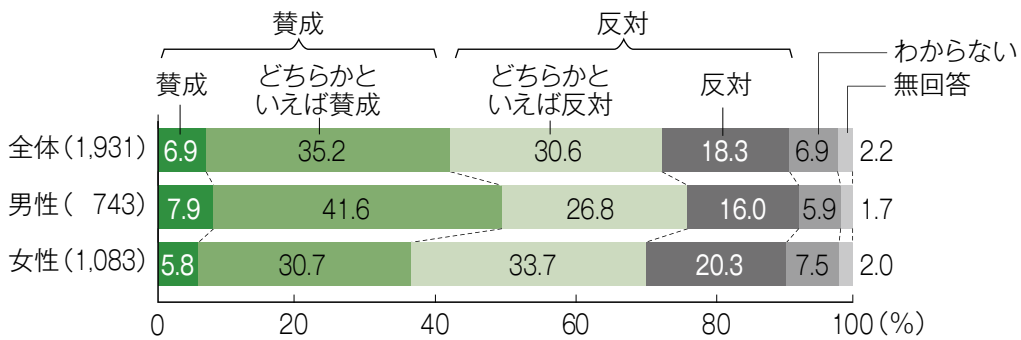
性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会制度や慣行が、依然として根強く残っており、男女の個人としての活動の選択に少なからず影響を与えています。

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方について、男性では反対より賛成が多くなっています。一方、女性は反対が多い傾向がみられ、男女の意識に違いがみられます。年齢が高い層では男女ともに固定的な役割分担意識が強い一方で、若い世代では反対が多くなるなど年齢層によっても意識に違いがみられます。

また、男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なこととして、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」と答えた人が最も多くなっています。

性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度、慣行を見直すためには、まず市民一人ひとりの意識改革が必要です。そのために、性別による固定的な役割分担意識の見直しにつながる情報提供や啓発、男女共同参画に関する法制度の周知、学習機会の提供などを行う必要があります。

「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識



資料:さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査(平成19年1月)

施策の方向1 職場・学校・地域・家庭における慣行の見直し

性別による固定的な役割分担意識にとらわれずに個人として主体的に活動できるための啓発・情報提供事業を行います。また、男女共同参画推進センターや公民館などの施設を拠点に、市民団体の活動を支援し、男女がともに参画できる機会を提供します。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 性別による 固定的な役割分担 にとられない意識 の啓発	47	男女共同参画の視点からの慣行の見直し 性別による固定的な役割分担意識の見直しについて、男女共同参画社会情報誌「You & Me～夢～」により、広く市民の意識啓発を行います。 また、人権教育啓発資料集「ひまわり」や市報などを利用し、人権の観点からの啓発を行います。	男女共生推進課 人権政策推進課 生涯学習振興課 人権教育推進室
	5 Iに 再掲	男女共同参画に関する講座・講演会の開催 男女共同参画に関する講座・講演会を開催し、男女共同参画社会についての学習機会を充実させます。 ◇目標値 講座年間開催数 35回（平成20年度）→56回（平成25年度） ◇目標値 講座・講演会等参加者数累計 6,254人（平成19年度末）→8,000人（平成25年度末）	男女共生推進課
	4 Iに 再掲	男女共同参画に関する調査・研究 市民の男女共同参画に関する意識と実態を施策に反映するために、調査・研究を実施します。	男女共生推進課
2 広報誌等による 情報提供	48	広報誌等による情報提供 男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」や市報により、センターにおける講座・講演会や、男女共同参画推進団体の活動などに関する情報を提供します。	男女共生推進課
	49	男女共同参画に関する各種資料・情報の提供 男女共同参画に関する各種資料、出版物、ビデオなどを収集し、情報提供を行います。また、ホームページなども活用し、様々な媒体による情報提供を行います。	男女共生推進課
3 公民館・団体等 における推進・啓発	50	公民館でのリーダー育成、市民コミュニティづくり等事業の充実 市民参画型の事業をめざして、区単位や地区公民館において講座やセミナーなどの事業を企画・実施する場合は、市民参加（公募など）による事業を進めます。	生涯学習総合センター・公民館
	51	公民館での託児の実施 生涯学習総合センター及び公民館で実施する、子育てセミナーや家庭教育学級などの子育て講座において、託児の実施を充実させます。	生涯学習総合センター・公民館
	52	社会教育団体における男女共同参画の促進 地域婦人会などの社会教育団体における男女共同参画を促進します。また、家庭教育講座などへの父親の参加を促進します。	生涯学習振興課

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
3 公民館・団体等における推進・啓発	53 Ⅳに再掲	男女共同参画推進団体の活動への支援 男女共同参画推進団体で組織される協議会が企画、運営する「女・男フェスタさいたま」の開催を支援します。また、団体に対し、男女共同参画に関する情報の提供を行います。	男女共生推進課
	14 Ⅰに再掲	男女共同参画の視点に立った講座の企画・運営 男女共同参画社会への理解を深めるため、生涯学習総合センター及び公民館において男女共同参画の視点に立った講座を実施します。 ◇目標値 男女共同参画推進講座開催数 11講座（平成19年度）→15講座（平成25年度）	生涯学習総合センター・公民館
	15 Ⅰに再掲	学習グループの支援 男女共同参画に関する学習グループへの活動場所の提供及び情報の提供を行い、グループ活動を支援します。 人権、家庭・家族、男女共同参画社会、情報、国際理解、環境などの現代的課題について学習する市内の学習グループに対し、活動を支援するための補助金を支出します。	男女共生推進課 生涯学習振興課

施策の方向2 男女共同参画に関する法制度の周知

市民や事業者の男女共同参画に対する理解を深めるため、法制度の周知を行います。また、男女共同参画推進センターなどにおいて、法制度に関する情報提供や学習機会の提供を行います。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 男女共同参画 関係法令の周知	54	男女共同参画に関する法令の周知 男女共同参画社会基本法、DV防止法、男女雇用機会均等法など男女共同参画に関する法令、男女共同参画基本法の理念をふまえて制定した、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例の周知を行います。	男女共生推進課
	新規 55	男女共同参画週間の周知 男女共同参画週間記念講演会の開催、広報、ホームページなどにおける啓発など、男女共同参画基本法の制定にちなんで全国的に実施している男女共同参画週間を周知します。	男女共生推進課
2 法的知識に関する 学習機会の提供	56	法制度に関する学習機会の提供 男女共同参画推進センターなどにおいて、男女共同参画関連講座を実施し、男女共同参画社会基本法やDV防止法などの法や制度について、学習する機会を提供します。	男女共生推進課